

平成27年度 第2回 釧路地域協議会 次第

■日時 平成27年8月5日（水）午後1時30分～

■場所 釧路市役所2階 第3委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 釧路市地域協議会の今後のあり方について

(2) 今後の検討スケジュールについて

3 その他

4 閉 会

【資料】

資 料 1 : 第1回阿寒・音別地域協議会ご意見要旨

資 料 2 : 地域協議会の今後のあり方についての事前意見

資 料 3 : 地域協議会に関する検討スケジュール

参 考 資 料 : 地域協議会検討項目

釧路市地域協議会の今後の方針

釧路市地域協議会条例

その他資料： 釧路市まちづくり基本条例パンフレット

第 1 回阿寒・音別地域協議会ご意見要旨

①阿寒地域協議会

地方自治法に基づく地域協議会にすべきでは。そうなれば設置期限の制限もされない。今回の市議会議員選挙では音別地区、旧釧路市内の一部地区からも議員が輩出されなかったことを懸念している。旧釧路市内については、更なる地域自治区を個々に作り協議会を設置すべきと考える。

合併から丸10年目を迎えた今、これまでの検証をすべきだと思う。また、住民を対象とした合併についてのアンケートを実施していただきたい。それらの検証を材料にし、今後の協議会の議論に反映できれば良いと考える。

旧釧路市内との一体感ばかりを重視するのではなく、阿寒地区、音別地区それぞれの地域独自の課題を協議する場が、今後も必要であると考えます。

②音別地域協議会

合併前 12 名在任していた議員が現在、地元選出議員数 0 名となっていること、また合併して 10 年が経過したとはいうが、依然として音別地区における解消されていない問題は山積していること、の二点から、やはり地域住民の意見を吸い上げる場という意味でも、地域協議会は存続させるべきと考える。

存続させるべきと考える。地元選出の市議会議員が居ないということにより音別が忘れられてしまうのでは、あるいは取り残されてしまうのでは、という心配の意見を周囲からしばしば耳にする。そういった声をこの地域協議会を通じて市へぶつけることができればよいのではないだろうか、と考える。

ただ、そのためにはこの協議会にはより「権威付け」が必要であると考えており、当協議会からの意見が音別の総意であると、市長に強く受け止められるようなものにしていく必要がある、と考えている。

存続させるべきと考える。ますます音別地域の人口が減少していく状況の中で、少数地域の意見が通りにくくなると思われる。そういった中においては、地域ごとの協議会が存在したほうが、より意見をすくい上げられやすいのではと考える。

(地域においては) 小さな意見や色々な意見等様々あると思うが、そういった意見を吸い上げる場、機関という位置付けの下で地域協議会が存続することに賛成である。

協議会の「重み」を維持させるならば、やはり条例での存続が適当であると考ええる。

条例でなくても出来ることはあるかもしれないが、地域協議会の形や今後の運営においては条例による存続が適当と考える。

懸念しているのが、当協議会での議論による良い意見や真剣な意見が、どの程度の「重み」を持って「市」に受け止められるかという点である。地域の意見・知恵について「重み」を持って受け止めてもらう為には、条例による地域協議会である必要があると考える。

地域協議会の今後のあり方についての事前意見

① 現行の地域協議会として条例により存続

現行の地域協議会として条例により存続。

協議会の設置目的について、条例 4 条によれば、

- (1) 総合計画に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 地域固有の事務事業に関すること。
- (3) 市民協働の推進に関すること。

以上の三点が挙げられているほか、同条 2 項によって、「各協議会は、その所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。」と定められている。

このうち、総合政策に基づく施策の実施に関することについても、「地域協議会」という名称からして、当該地域と関係する意見をあげることが期待されているものと考ええる。

あらためて本協議会(の釧路地区)における議論を思い起こすと、(旧)釧路市の問題について意見が交わされているよりは、より拡散した形での「まちづくり」「市民参加」のあり方に関する議論と、よりミクロ的な形での「(特定の)地域おこし」に関する発言が多いように感じる。それと同時に、合併によって飲み込まれた側である阿寒、音別地区に対して、(旧)釧路市の目線でいかに目配りをするかという、やや振りかぶった雰囲気があったように思う。

結局のところ、設置目的とそこで交わされている議論との間に、齟齬をきたしているとの感を禁じえない。このような齟齬をきたす要因として、

- (1) 旧釧路市＝釧路市であって、本協議会では全市的課題について考察するのが当然であるという暗黙の了解
- (2) 委員の人選の固定化(＝掛け持ち化)の問題
- (3) 本委員会における意見に対する、市側からのフィードバックがないことなどがあると考ええる。

(2)については、いかに能力において優秀な人材であるとしても、それぞれに興味関心のある点は限られるうえに、市にとっても、特定の回路からの入力が増強される結果となり、好ましくないと考ええる。また、委員会の席上、ついでにという形で、委員個人の問題意識に基づく(直接は関係がない)発言や行動など

が見られたところでもあり、委員会の立ち位置のあいまい化を増進したものと思う。

(3)については、述べられた意見がどう検討され、どのように反映され、あるいはされなかったのか、検証が伴わない以上、いわば言いっ放しになることの弊害として、ピントがずれているということが考えられる。

以上より、本会議を継続するのであれば、以下の点を考慮する必要があると考える。

(1)その設置役割をより明確化すること、とりわけ、旧釧路地域の協議会と、旧阿寒・音別地域の協議会との関係や役割などを明確化すること。

現状では、各協議会がばらばらに活動しているが、全市的一体感の醸成のためどうするかという議論が個別の協議会内で交わされるなど、各協議会ごとの位置付けがよくわからないし、相互の関係も、あまり見えないままである。

(2)人選のあり方を再検討すること。

全市的な課題でもあるだろうが、各種委員への委嘱の上限を定めるなど、真剣に考えるべきだと思われる。適切な人材が得られるかという問題はあるだろうが、市民参加を進めるといふ大方針がある中で、特定の「市民」が参加するという事態は、可能な限り、避けるべきであろう。実際に参加をしていく中で、参加する市民にも得られるものがあると思われ、そこから、新たな担い手が育っていくのではないだろうか。

(3)委員会の意見に対する応答の(努力)義務の条文化

最初から義務化するのは難しいだろうが、委員会の発言内容に対して、次回以降の委員会において、市から回答があることを制度化すべきである。「貴重なご意見賜りました、ありがとうございました、参考にさせていただいて今後の市政に活かしてまいりたい」というだけでは、発展性がない。

仮に、継続するのであれば、条例による位置づけを与えた上で行うのが妥当であるとする。三協議会体制を維持するか、あるいは、(仮)全市協議会と、その下部組織として、旧阿寒、音別の二協議会(全市協議会の委員を兼ねる)をおくかは、検討の余地があるとする。

現行の地域協議会として条例により存続。

現行の地域協議会として条例により存続。

合併後 10 年を経過したものの、市民の意識として釧路市の一体化ができてい
るかという点はまだ不十分ではないかと思う。

特に旧阿寒町・旧音別町の地域の方にとっては地域の問題点解決の場として重
要性を認識されていることと思うし、旧釧路市においても地域の一体化の醸成を
図りながら旧釧路市地域の問題解決に意見を述べる場があることが大切と考える。

また、地域間の交流による意識のギャップを埋めていくことも、地域をつなぐ
協議会として大切な役割であるし、この点について今後さらに会の重要な役割に
なるべきと思う。

ただし、存続を前提にしながらも協議会の中身については事前に検証が必要。
これまでの要望・意見がどの程度市政に反映され、実現できているか。逆に反映
されていない点・実現できていない要因は何か。存続した場合は、それらが解消
されるために協議会としてどのようなことができるのか。

現在以上に実効性の高い地域協議会として3地区ともに存続していくことが
大切だと考える。

現行の地域協議会をぜひ設置期限を設けず恒久的なものとしていただきたい。

②地域協議会以外の（設置要綱や規約等による）任意の組織として存続

阿寒、音別地区については、現行の地域協議会として条例により存続、釧路地
区は地域協議会以外の任意の組織として存続するか、廃止のいずれかとする。

③廃止する

第1回の地域協議会の議事録を拝見し、例えば、高速道路の開通を喜ぶことと、一方では通過となる地区の問題、防災計画における避難路や代替ルートなど阿寒・音別地区の課題が釧路地区の我々に理解できていないように思う。

行政側（市役所）が課題解決に向け取り組んでいることも十分理解している。釧路地区に住んでいるものとしては、行政の中心が釧路地区中心となっていることから、その政策や課題の解決に向けた取り組み（市役所の動き）を一定程度理解できている。

音別地区・阿寒地区はまだまだ地域の大きな課題から小さな課題までたくさんあると思われることから協議会が必要と考える。（釧路の地域協議会は廃止してもよいと思うが）3地区合同会議的なものは必要と思う。

協議会での地域課題が行政側でも議論されて、結果を残すことが一番大事と考える。

阿寒、音別地域協議会の議事要旨を拝見し、条例による存続が必要だと感じた。ただ、釧路市側の住民は、合併したことによって特に弊害はなく、一体化していると思う。

今後、まちづくり基本条例も施行されることとなるので、釧路地域協議会は廃止で良い。

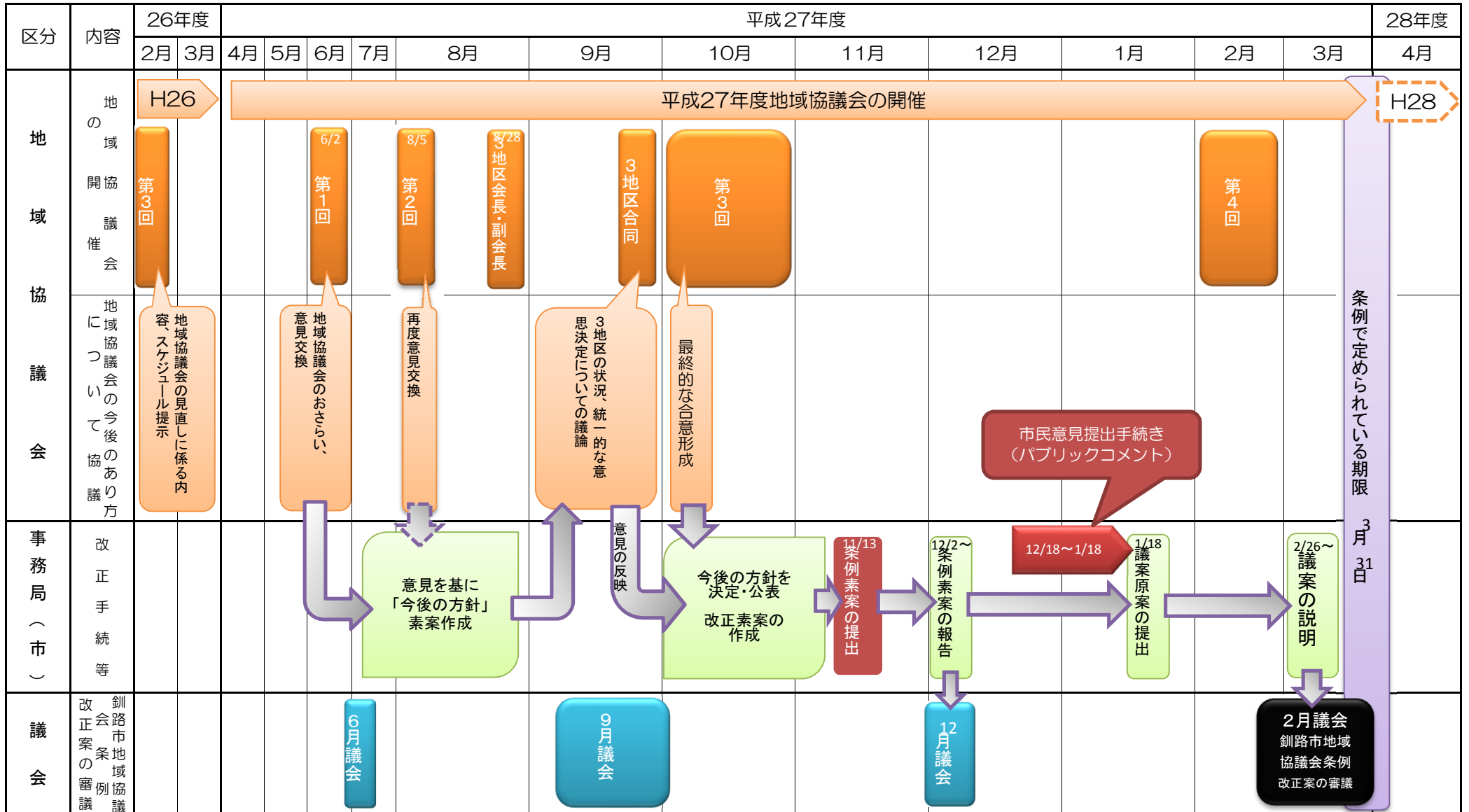
《再掲・一部抜粋》

仮に、継続するのであれば、条例による位置づけを与えた上で行うのが妥当であると考え。三協議会体制を維持するか、あるいは、(仮)全市協議会と、その下部組織として、旧阿寒、音別の二協議会(全市協議会の委員を兼ねる)をおくかは、検討の余地があると考え。（再掲・一部抜粋）

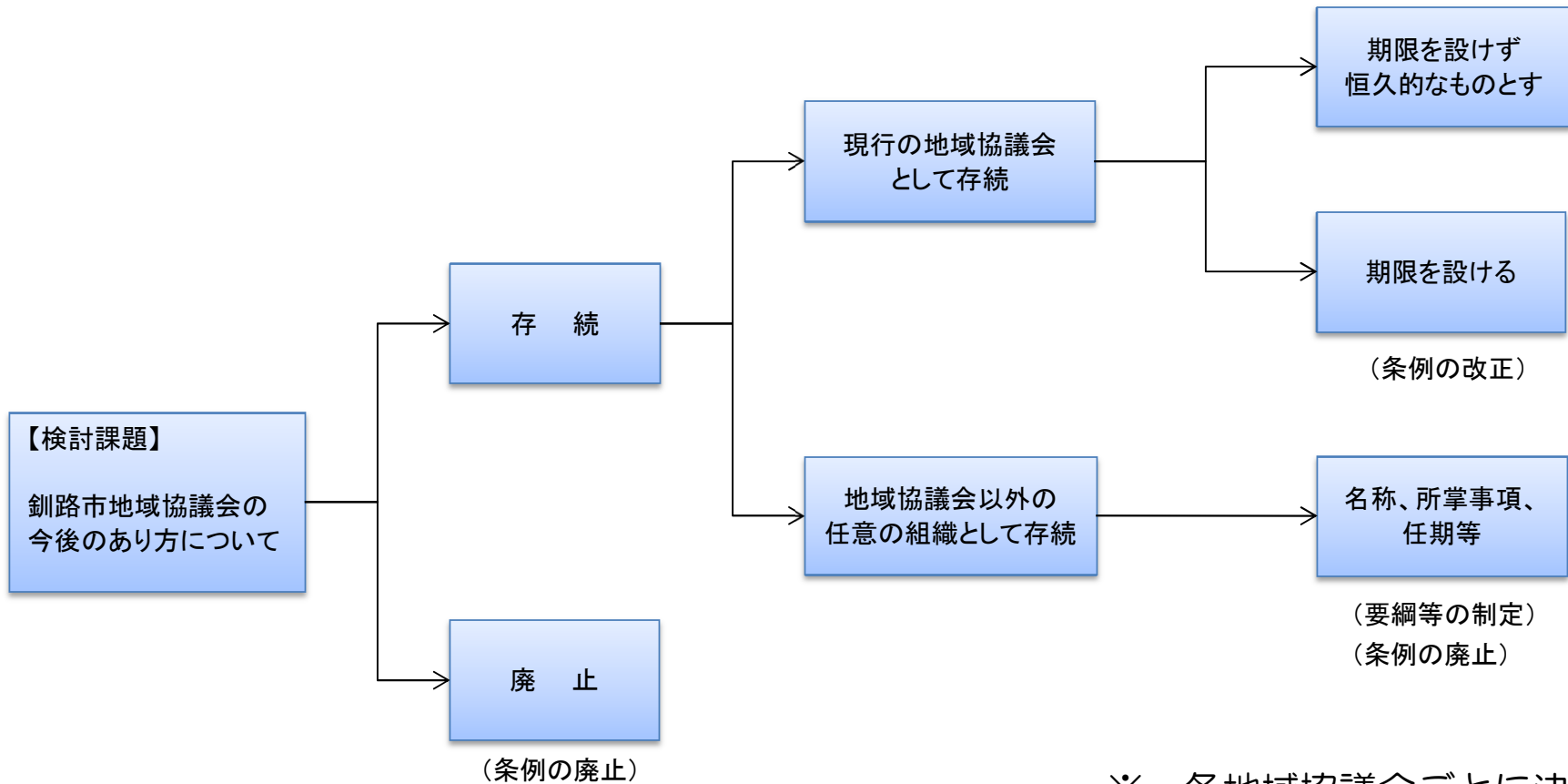
《再掲》

阿寒、音別地区については、現行の地域協議会として条例により存続、釧路地区は地域協議会以外の任意の組織として存続するか、廃止のいずれかとする。（再掲）

地域協議会に関する検討スケジュール



【地域協議会検討項目】



※ 各地域協議会ごとに決定する

「釧路市地域協議会の今後の方針」平成 21 年時

釧路市地域協議会は、「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」の合併協議により、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、住民不安を解消するため、市政への住民意思の反映及び新市における一体感の醸成を目的として、平成 17 年 10 月 28 日に設置された組織です。

合併前の旧市町単位で地域協議会が設置され、これまで釧路市総合計画の策定や釧路市民意見提出手続条例の制定などについて審議し、また、各地区における個別の課題などについて、市長へ意見を述べて参りました。

釧路市地域協議会条例では、「条例施行後 4 年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、本年の 10 月 1 日までに地域協議会のあり方について一定の方向性を示すこととなっております。

釧路市では、地域協議会委員の皆様の意見をお伺いしながら、地域協議会のあり方について、以下のような方針案をとりまとめました。

記

1 今後のあり方についての方針案

釧路市地域協議会については、現在の組織を 3 年間継続することとし、平成 24 年 10 月 1 日までに一定の方向性を出すこととします。

2 上記の理由

○釧路市地域協議会は、「市政への住民意思の反映、市民の一体感の醸成」を目的に設置されており、合併してまだ 4 年しか経過していない。市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画で一般的に定められている 10 年程度の期間が必要であると言われており、もう少し組織を継続して設置し、住民意思の反映や一体感の醸成を図る必要がある。

○旧市町区域固有の課題などについては、今後も少なからずあることから、それらの解決に向けた議論も必要である。

○平成 23 年には、釧路市議会議員選挙が全市 1 区で行われることから、その後のまちづくりについて、経過を見る必要がある。

3 参考資料

釧路市地域協議会条例（平成 17 年 10 月 28 日 釧路市条例第 296 号）

「釧路市地域協議会の今後の方針」平成24年時

釧路市地域協議会は、「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」の合併協議により、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、住民不安を解消するため、市政への住民意思の反映及び新市における一体感の醸成を目的として、平成17年10月28日に設置された組織です。

合併前の旧市町単位で地域協議会が設置され、これまで釧路市総合計画の策定や釧路市民意見提出手続条例の制定などについて審議し、また、各地区における個別の課題などについて、市長へ意見を述べて参りました。

釧路市地域協議会条例では、「条例施行後4年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあり、平成21年時に地域協議会のあり方について検討、組織を3年間継続することとし、平成24年10月1日までに一定の方向性を出すこととなっております。

釧路市では、地域協議会委員の皆様の意見をお伺いしながら、地域協議会のあり方について、以下のような方針案をとりまとめました。

記

1 今後のあり方についての方針案

釧路市地域協議会については、現在の組織を継続することとし、平成28年3月31日までに組織のあり方を検討のうえ、必要な措置を講ずることとします。

2 上記の理由

○市町村合併の本来の効果が発現するためには、市町村建設計画で一般的に定められている10年程度の期間が必要であると言われていたことから、地域協議会を合併10年後にあたる平成27年度まで延長して設置し、住民意思の反映や一体感の醸成を図る必要がある。

○旧市町区域固有の課題などについては、今後も少なからずあることから、それらの解決に向けた議論も必要である。

○一体感の醸成を図るため、合同会議の開催により、各地区の課題を共有し、議論する場が必要である。

3 参考資料

釧路市地域協議会条例（平成17年10月28日 釧路市条例第296号）

平成17年10月28日

釧路市条例第296号

改正 平成21年10月2日条例第35号

平成22年3月23日条例第2号

平成24年9月18日条例第29号

(設置)

第1条 市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置区域)

第2条 協議会は、合併（平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。）前の釧路市、阿寒町及び音別町のそれぞれの区域ごとに置く。

(名称及び所管区域)

第3条 協議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
釧路地域協議会	合併前の釧路市の区域
阿寒地域協議会	合併前の阿寒町の区域
音別地域協議会	合併前の音別町の区域

(所掌事項)

第4条 各協議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議するものとする。

- (1) 総合計画に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 地域固有の事務事業に関すること。
- (3) 市民協働の推進に関すること。

2 各協議会は、その所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 各協議会は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、各協議会ごとに、当該協議会の所管区域内に住所を有する者又は通勤する者（市内に住所を有する者に限る。）で、学識経験者及び公募に応じたもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第8条 各協議会にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 各協議会は、それぞれその会長が招集する。ただし、委員の任期の最初に招集する協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総合政策部及び各行政センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(釧路市特別参与設置条例の一部改正)

3 釧路市特別参与設置条例（平成17年釧路市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所管区域における地域協議会（釧路市地域協議会条例（平成17年釧路市条例第296号）第1条の地域協議会をいう。）に関すること。

附 則（平成21年10月2日条例第35号）

改正 平成24年9月18日条例第29号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地域協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後平成28年3月31日までの間に、この条例による改正後の第1条に規定する地域協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成22年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。